

令和7年4月11日

報道関係 各位

沖縄県 保健医療介護部 薬務生活衛生課  
担当:食品乳肉班 山内、砂川  
TEL:098-866-2055

## 狂犬病予防注射月間(4~6月)について

今年も狂犬病予防注射月間が始まりました。

沖縄県は予防注射率が全国最下位と、注射率の低い状況が毎年続いています。

犬の飼い主へ狂犬病予防注射の必要性を広く周知し、予防接種率の向上をはかるため、記事の掲載にご協力をお願いします。

### 飼い主へ伝えたいこと

- 狂犬病予防法で、犬の飼い主は毎年4月から6月の狂犬病予防注射月間に、飼い犬へ狂犬病の予防注射を接種することが義務付けられています。
- 狂犬病予防注射を打ったら注射済票(金属札)の交付を受けて、犬に札を装着することも義務付けられています。
- 市町村が注射会場を設置し行う「集合注射」が、4月12日(土)のうるま市、糸満市、八重瀬町を皮切りに、県内各地で開催されます。  
※集合注射日程は別添参照。(県HPにも掲載しています)  
※注射会場や時間等の詳細は市町村役場へお問い合わせください。
- 狂犬病予防注射は動物病院でも打つことができます。
- 市町村と提携している動物病院で接種した場合は、その場で注射済票が交付されます。
- ペットショップ附属の動物病院など、市町村と提携していない動物病院で接種した場合は、市町村役場にて注射済票(金属札)の交付を受ける必要があります。
- 狂犬病のまん延防止には、予防接種率が70%以上必要※とされておりますが、令和5年度は県内41市町村のうち32市町村が、これを満たしていない状況です。※WHO(世界保健機関)の勧告
- 必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう!



別添1 : 令和7年度 狂犬病集合注射日程

別添2 : 厚生労働省狂犬病予防注射月間ポスター

別添3 : 沖縄県狂犬病チラシ

別紙 : 狂犬病予防注射について、沖縄県の予防注射率 など

### 狂犬病予防注射について

- ・ 犬の飼い主または管理者(預かっている人等)は、毎年4～6月中にその犬に狂犬病予防注射を受けさせることが、狂犬病予防法で義務づけられています。
- ・ 狂犬病予防注射を接種したら、毎年新たに「注射済票(金属札)」の交付を受けて、犬の登録時に交付される「鑑札」とともに、犬に装着する義務があります。
- ・ 市町村では、狂犬病予防注射月間の期間中に注射会場を設置し、集合注射を実施しています。
- ・ 集合注射を受けそびれた方は動物病院でも接種が可能です。
- ・ 飼主が居住する市町村と提携している動物病院で接種した場合は、動物病院で注射済票の交付を受けることができます。犬の登録(鑑札の交付)も動物病院で行うことができます。
- ・ ペットショップ附属動物病院など、市町村と提携していない動物病院で接種した場合は、動物病院から「狂犬病予防注射済証(紙)」をもらい、市町村役場で「注射済票(金属札)」の交付を受ける必要があります。
- ・ 「犬の登録」、「狂犬病予防注射」、「鑑札と注射済票の装着」は狂犬病予防法第4条および5条で定められており、違反すると罰則(20万円以下の罰金)の適用対象となることがあります。今年度の注射済票を装着していない犬は抑留対象になります。



### 沖縄県の予防注射率

	[沖縄県]	[全国]
・ 令和5年度	52.2%(全国最下位)	70.2%
・ 令和4年度	52.4%(全国最下位)	70.9%
・ 令和3年度	48.9%(全国最下位)	70.9%
・ 令和2年度	43.9%(全国最下位)	70.2%

※ 市町村別注射率は沖縄県 HP に掲載しています。  
PC からは「沖縄県、狂犬病」で検索ください。



### 狂犬病について

- ・ 狂犬病が人間に感染して発症した場合、ほぼ 100%死亡します。
- ・ 世界では毎年およそ5万9千人の患者が死亡しております(WHO 推計)。
- ・ アジアでは主に犬が人間への感染源となっています(咬まれた部位より唾液に含まれるウイルスが侵入)。
- ・ 日本では 1956 年(昭和 31 年)を最後に人や犬の狂犬病の発生※はありませんが、周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威に晒されていることから、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。※外国で犬に咬まれ帰国後に発症した輸入感染事例はあり(直近令和2年)。